

(参考)

閉鎖性海域に係る窒素・磷の排水基準について

1. 閉鎖性海域に係る窒素・磷の排水規制の必要性

閉鎖性海域においては、栄養塩である窒素及び磷の流入により、植物プランクトンの増殖が活発化し、水質が悪化するといついわゆる富栄養化が進行し、赤潮の発生による漁業被害が生じるほか、レクリエーション及び景観等にも影響が生じています。

このため、平成5年に水質汚濁防止法施行令が改正され、富栄養化のおそれのある閉鎖性の海域(窒素及び磷が流入した場合に植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域)及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象に、富栄養化の要因物質である窒素・磷について排水基準が適用されることになりました。

2. 規制対象となる工場・事業場

次のいずれにも該当する工場又は事業場に対して閉鎖性海域に係る窒素・磷の排水基準が適用されます。

水質汚濁防止法に基づく特定事業場

一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の特定事業場

閉鎖性海域(別添の88海域)又はこれに流入する河川等の公共用水域に排水を排出する特定事業場

3. 排水基準値

(1) 一般排水基準

窒素含有量 120mg/L(日間平均 60mg/L)

磷含有量 16mg/L(日間平均 8mg/L)

(2) 暫定排水基準

一般排水基準への対応が困難と認められる業種については、一定の期間適用される暫定的な排水基準が業種ごとに定められています。

4. 暫定排水基準の設定状況

		当初	2期	現行	改正案
暫定排水基準施行年月日		H5.10.1	H10.10.1	H15.10.1	H20.10.1
適用期限		H10.9.30	H15.9.30	H20.9.30	H25.9.30
暫定排水基準適用業種数	窒素	59	9	7	5
	磷	38	3	2	2

(別添)

窒素・磷に係る排水基準適用海域

No.	都道府県名	湾名	No.	都道府県名	湾名
1	北海道	函館湾	45	三重県	神前湾
2	北海道	噴火湾	46	三重県	鷺湾
3	北海道	能取湖	47	三重県	英虞湾
4	北海道	コムケ湖	48	京都府	舞鶴湾
5	北海道	風蓮湖	49	京都府	阿蘇海及び宮津湾
6	北海道	サロマ湖	50	京都府	久美浜湾
7	北海道	厚岸湾	51	大阪府 等	瀬戸内海
8	北海道	厚岸湖	52	和歌山県	田辺湾
9	北海道	野付湾	53	山口県	仙崎湾
10	青森県	陸奥湾	54	山口県	深川湾
11	岩手県	宮古湾	55	山口県	油谷湾
12	岩手県	大船渡湾	56	高知県	浦戸湾
13	岩手県 + 宮城県	広田湾	57	高知県	浦ノ内湾
14	岩手県	釜石湾	58	福岡県	博多湾
15	岩手県	大槌湾	59	福岡県 等	有明海及び島原湾
16	岩手県	越喜来湾	60	福岡県 + 佐賀県	唐津湾
17	岩手県	船越湾	61	佐賀県 + 長崎県	伊万里湾
18	岩手県	山田湾	62	佐賀県	仮屋湾
19	宮城県	万石浦	63	長崎県	長崎湾
20	宮城県	松島湾	64	長崎県	大村湾
21	宮城県	気仙沼湾	65	長崎県	佐世保湾
22	宮城県	雄勝湾	66	長崎県	橘湾
23	宮城県	女川湾	67	長崎県	志々伎湾
24	宮城県	鮫ノ浦湾	68	長崎県	郷ノ浦
25	宮城県	志津川湾	69	長崎県	半城湾
26	福島県	小名浜港	70	長崎県	内海
27	福島県	松川浦	71	長崎県	三浦湾
28	茨城県	鹿島港	72	長崎県	浅茅湾
29	千葉県 等	東京湾	73	熊本県 + 鹿児島県	八代海
30	新潟県	両津港	74	熊本県	羊角湾
31	新潟県	加茂湖	75	大分県	入津
32	新潟県	真野湾	76	宮崎県	尾末湾
33	石川県	七尾湾	77	鹿児島県	鹿児島湾
34	福井県	敦賀湾	78	鹿児島県	名瀬港
35	福井県	矢代湾	79	鹿児島県	中甕港
36	福井県	世久見湾	80	鹿児島県	烧内湾
37	福井県	小浜湾	81	鹿児島県	久慈湾及び篠川湾
38	福井県	内浦湾	82	鹿児島県	薩川湾
39	静岡県	浜名湖	83	鹿児島県	諸鈍湾
40	愛知県 等	伊勢湾	84	鹿児島県	三浦湾
41	三重県	尾鷲湾	85	鹿児島県	笠利湾
42	三重県	賀田湾	86	沖縄県	金武湾
43	三重県	新鹿湾	87	沖縄県	与那覇湾
44	三重県	五ヶ所湾	88	沖縄県	羽地内海